

平成29年度畜産・酪農対策に関する政策提案

平成28年12月
全国農業協同組合中央会

わが国の畜産・酪農経営は、高齢化や後継者不足により飼養戸数の減少などに歯止めがかからず、生産基盤の縮小はさらに深刻さを増している。特に、子牛価格の過去に例のない水準までの高騰により、肥育経営の収益性悪化が懸念されるとともに、乳用後継牛の確保にも影響が及んでいる。

また、加工原料乳生産者補給金制度の改革は、酪農所得や生産・流通構造への影響が懸念され、生産現場に不安が生じている。

J Aグループは、農業所得の増大・農業生産の拡大に向け、ICTの活用推進等による生産性向上やコスト低減のための取り組み、輸出等による販売力強化、経営の高度化等に対応した指導の強化、経営継承支援による担い手の確保・育成等に取り組んでいる。

29年度畜産・酪農対策は、生産基盤を維持・拡大し、国産畜産物を安定的に供給する観点から、競争力ある持続可能な畜産・酪農経営を実現するため、生産者の将来に向けた前向きな取り組みを後押しするよう、生産現場の実態にもとづいた万全な対策の実現が必要である。

記

1. 生産基盤対策

- 地域ぐるみでの生産性・収益性の向上や生産基盤・競争力の維持・強化をはかるため、「畜産クラスター計画」にもとづく取り組みについて、継続的かつ十分な支援を講じること。
- 生産基盤の一層の強化をはかるため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭にかかる支援とともに、子牛の損耗防止や自家生産、飼養管理の適正化・高度化への取り組みへの支援、酪農ヘルパーの人材確保等の取り組みへの支援を講じること。
- 酪農経営の労働負荷軽減をはかるため、搾乳ロボットやパーラーの導入など設備投資をはじめとする取組が可能となるよう支援を講じること。

2. 経営安定対策

(1) 酪農

- 加工原料乳生産者補給金は、液状乳製品の追加などにあたり、生産現場の実態をふまえた算定方法とするとともに、酪農経営の再生産と将来に向けた投資が可能となる単価水準とすること。
また、需要に応じて乳製品が安定的に供給されるよう交付対象数量を設定すること。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業は、液状乳製品の追加など、加工原料乳補給金制度の見直しとあわせ、拡充するとともに、需給緩和時に備えた需給調整対策を検討すること。
また、都府県を含めた酪農経営の所得確保をはかるため、飼料生産型酪農経営支援事業の拡充などの支援を講じること。

(2) 肉用牛肥育

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）は、経営の安定をはかるため、十分な支援を講じること。
- 肉用子牛価格は記録的な高値が続いており、肉用牛肥育経営の安定がはかれるよう、資金繰り対策などの十分な支援を講じること。

(3) 肉用牛繁殖

- 肉用子牛生産者補給金は、保証基準価格を肉用子牛の再生産が確保できる水準とするとともに、十分な支援を講じること。
また、肉用子牛生産者補給金および肉用牛繁殖経営支援事業の見直しは、経営の実情に即した保証基準価格となるよう、具体化を早急にすすめること。

(4) 養豚

- 養豚経営安定対策（豚マルキン）は、経営の安定をはかるため、十分な支援を講じること。

3. 飼料対策

(1) 国産飼料関係

- 草地の改良や整備による生産性の向上や、国産飼料の増産・利用拡大に向けたコントラクター等の外部支援組織の機能高度化への支援を講じること。

(2) 配合飼料関係

- 配合飼料価格の製造コストの低減に資する、飼料工場の再編・合理化をすすめるための支援を講じること。
- 飼料穀物の輸送コストの削減により、配合飼料価格の低減をはかるため、国際規格のバルク流通にむけた港湾整備などのインフラ整備に対して支援を講じること。

4. 需要・価値創出等対策

(1) 生乳流通関係

- 集送乳の合理化をはかるため、集送乳車の大型化等への取り組みや地域実態をふまえた酪農関連団体の再編・強化への支援を講じること。
また、適正な乳価の実現や衛生管理の高度化に向けた、乳業工場の計画的な再編・整備への支援を講じること。

(2) 輸出、流通合理化関係

- 国産畜産物の輸出拡大をはかるため、日本の食文化の発信とあわせた、オールジャパンでの取り組みなどに重点的・継続的な支援を講じるとともに、HACCP等の輸出対象国が求める衛生条件を満たす食肉処理施設の整備などに対して支援を講じること。
- 食肉流通の合理化をすすめるため、産地食肉センターなどの食肉処理施設の再編整備や施設の高度化等を促進するための支援を講じること。

(3) 表示関係

- 国内外の消費者への正確な情報伝達の強化に向け、全ての加工食品について、原料原産地表示の早期の義務化を講じること。また、外食・インストア加工における原料原産地などの情報開示を徹底すること。

5. 家畜衛生対策

- 畜産・酪農経営への影響のみならず、国産畜産物の安全確保や消費者からの信頼確保の観点からも、引き続き、農場の飼養衛生管理の徹底などの発生予防対策とまん延防止対策への支援を講じること。

6. 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- 加工原料乳生産者補給金制度の改革は、関係者の意見を聞き、十分な議論と調整のうえ、指定生乳生産者団体制度の機能発揮と強化を基本に、消費者への牛乳・乳製品の安定供給と酪農所得の増大を実現できる仕組みとすること。

以上

**平成 2 9 年度
畜産・酪農対策に関する政策提案
説明資料**



平成 2 8 年 1 2 月
全国農業協同組合中央会

I. 平成29年度畜産・酪農対策に関する政策提案

1. 生産基盤対策 ①畜産クラスター関係

- 地域ぐるみでの生産性・収益性の向上や生産基盤・競争力の維持・強化をはかるため、「畜産クラスター計画」にもとづく取り組みについて、継続的かつ十分な支援を講じること。

<現状と課題>

- 肉用牛、酪農、養豚の全てで農家戸数が減少しており、離農や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからず、とりわけ肉用牛繁殖および酪農生産基盤の立て直しが最重要課題となっている。また、TPP協定もふまえ、生産競争力や経営体質の強化などが課題となっている。
- 28年度補正予算では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備等への支援）が、27年度補正予算から、75億円増額の685億円（基金分222億円、年度内執行分463億円（施設整備のみ））措置された。
- また、性判別技術の活用やICT（情報通信技術）等の活用による繁殖性の向上、養豚における種豚の生産性向上等を支援する畜産・酪農生産力強化対策事業が、16億円措置された。
- 現在、各地域で様々な畜種の関係者が連携して「畜産クラスター計画」を策定し、生産性・収益性の向上や生産基盤・競争力の強化、新規就農者や後継者を含む担い手の確保・育成、労働負荷の軽減や畜産環境対策等に向けた取り組みをすすめており、今後も取り組みの継続・拡大が見込まれている。
- 畜産クラスター関連事業のうち、設備整備への支援については、規模要件の緩和、機械導入への支援については、機械取得や対象機械の拡充等が課題としてあげられている。

<対応方向>

- 地域ぐるみでの生産性・収益性の向上や生産基盤・競争力の強化、新規就農者や後継者の確保・育成、地域内での支援体制の構築による労働負荷の軽減等に向けた取り組みや、畜産環境対策等をさらに推進するため、「畜産クラスター計画」にもとづく取り組みへの、基金等による計画的・継続的かつ十分な支援が必要である。

【28年度補正予算における畜産クラスター関連事業のポイント】

《畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業：685億円》

- 畜産・酪農の収益力の強化を集中的にすすめるため、①施設整備、②機械導入、③調査・実証の取り組みを支援。

28年度補正予算より、以下の枠を設け、重点的にすすめるべき課題に対応。

＜肉用牛・酪農重点化枠：100億円＞

- 「総合的なTPP関連政策大綱」に位置づけられた、「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けて、キャトルステーションの整備等の取り組み（重点化メニュー）に取り組むクラスター協議会に対し、施設整備や機械導入、実証調査等を一体的に支援。併せて、支援を拡充

【重点化メニュー】

（肉用牛）

- ・ 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
- ・ 受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）
- ・ ICTの活用推進・繁殖肥育一貫体制の構築

（酪農）

- ・ 性判別精液等を活用した乳用後継牛の確保・育成の推進
- ・ 分業体制の構築・省力化の推進

【支援の拡充】

- ・ 新規就農等にかかる施設整備と一体的な家畜導入について、「貸付方式」に加えて「購入方式」も可能に

＜中山間地域優先枠：50億円＞

- 中山間地での収益力強化に向けた取り組みに必要な施設整備を優先的に採択・配分
- 中山間地域特有の地形的制約をふまえ、「地域の規模拡大率以上に規模拡大する場合」への規模拡大の要件を緩和

＜輸出拡大優先枠：25億円＞

- クラスター協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取り組みに必要な施設整備を優先的に採択・配分

《畜産・酪農生産力強化対策事業：16億円》

- 畜産・酪農の生産力の強化をはかるため、①性判別技術の活用、②ICT等の活用による繁殖性の向上、③養豚における種豚の生産性向上等を支援。

1. 生産基盤対策 ②その他

- 生産基盤の一層の強化をはかるため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭にかかる支援とともに、子牛の損耗防止や自家生産、飼養管理の適正化・高度化への取り組みへの支援、酪農ヘルパーの人材確保等の取り組みへの支援を講じること。
- 酪農経営の労働負荷軽減をはかるため、搾乳ロボットやパーラーの導入など設備投資をはじめとする取組が可能となるよう支援を講じること。

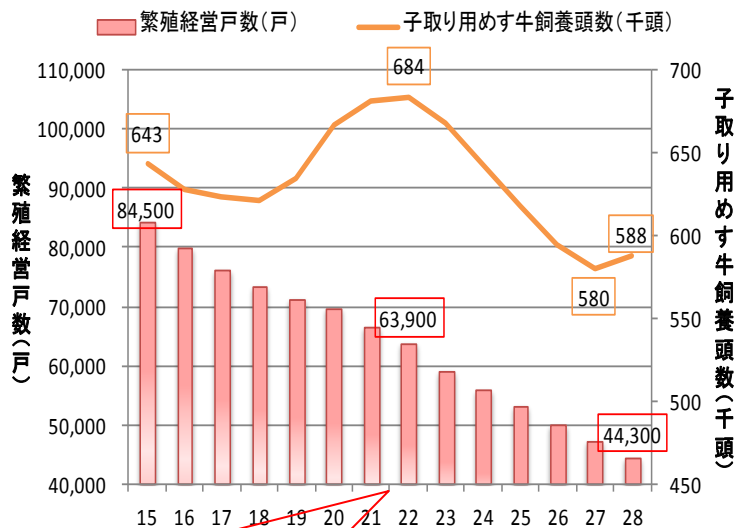
<現状と課題>

- 肉用牛経営においては、繁殖雌牛の減少による子牛価格の上昇が肥育経営に影響を及ぼしており、肉用子牛の安定供給に向けた、繁殖雌牛の確保が課題となっている。
- 酪農経営においては、和子牛価格の上昇により、乳用牛への黒毛和種の交配が上昇傾向にあるとともに、受胎率が低下傾向で推移しており、乳用後継牛の計画的・安定的な確保が課題となっている。
- また、酪農経営の高齢化等にともない、傷病時の酪農ヘルパーの利用が増加している一方で、酪農ヘルパーの人材確保が課題となっている。
- 畜産・酪農経営の労働環境については、朝夕に搾乳作業などを行う酪農経営において、投下労働時間が増加して推移するなど、とりわけ過酷な労働条件にあり、労働負荷の軽減が課題となっている。

<対応方向>

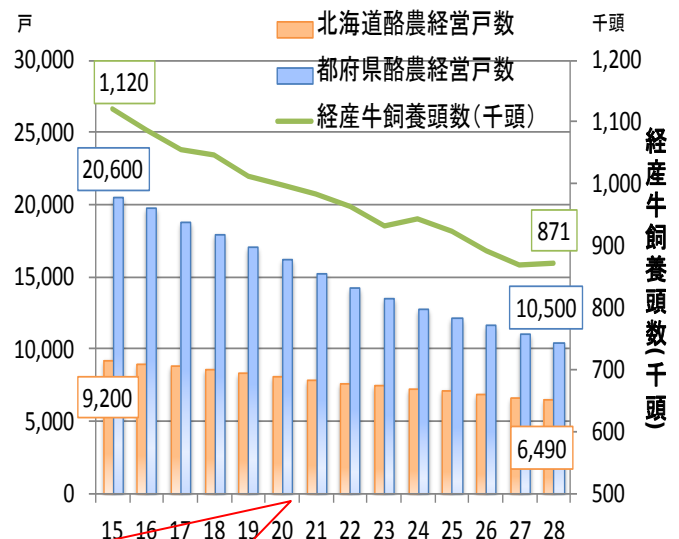
- 生産基盤の一層の強化をはかるため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭の推進やこれらに必要な簡易畜舎整備等への支援が必要である。
- 乳用後継牛の安定的な確保と供用期間の延長をはかるため、子牛の損耗防止への取り組みや自家生産への支援、乳房炎・暑熱対策、畜舎の環境改善、牛群検定の促進等の飼養管理の適正化・高度化への支援が必要である。
- 酪農ヘルパーの人材確保や傷病時等の利用などへの支援の継続強化が必要である。
- 酪農経営の労働負荷軽減をはかるため、搾乳ロボットやパーラーの導入など設備投資をはじめとする取組が可能となるような支援が必要である。

【繁殖経営戸数・子取り用めす牛の飼養頭数の推移】



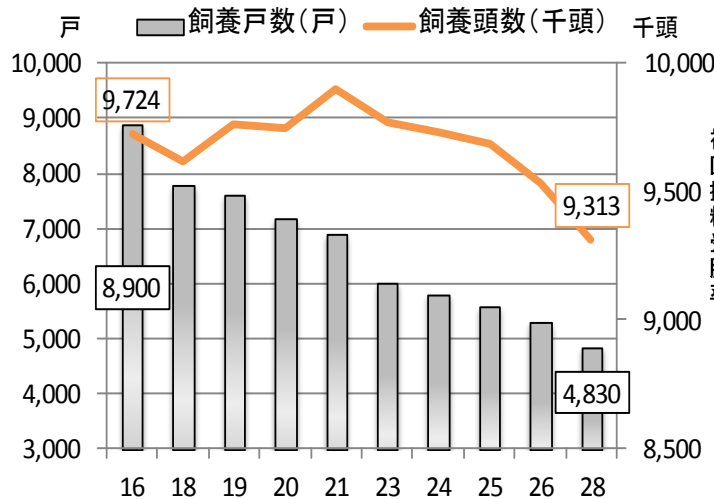
繁殖基盤の縮小傾向が続いており、肉用子牛価格が上昇し続けており、肥育経営に影響を与えている。

【酪農経営戸数・乳牛飼養頭数の推移】



規模拡大が進展する一方、労働負荷も増大。バター・脱脂粉乳など乳製品の追加輸入が継続している状況。

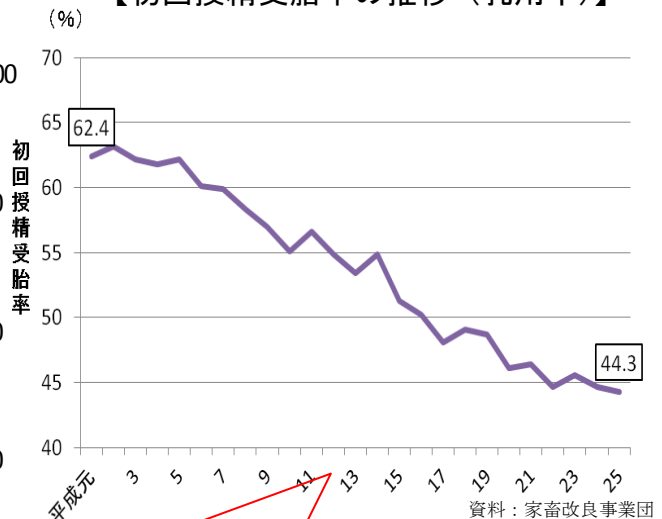
【養豚経営戸数、飼養頭数の推移】



資料：農水省「畜産統計」

戸数は減少して推移。直近では頭数も減少していることもあり、枝肉価格は高水準で推移。

【初回授精受胎率の推移（乳用牛）】



2. 経営安定対策 ①酪農

- 加工原料乳生産者補給金は、液状乳製品の追加などにあたり、生産現場の実態をふまえた算定方法とするとともに、酪農経営の再生産と将来に向けた投資が可能となる単価水準とすること。また、需要に応じて乳製品が安定的に供給されるよう交付対象数量を設定すること。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業は、液状乳製品の追加など、加工原料乳生産者補給金制度の見直しとあわせ、拡充するとともに、需給緩和時に備えた需給調整対策を検討すること。また、都府県を含めた酪農経営の所得確保をはかるため、飼料生産型酪農経営支援事業の拡充などの支援を講じること。

<現状と課題>

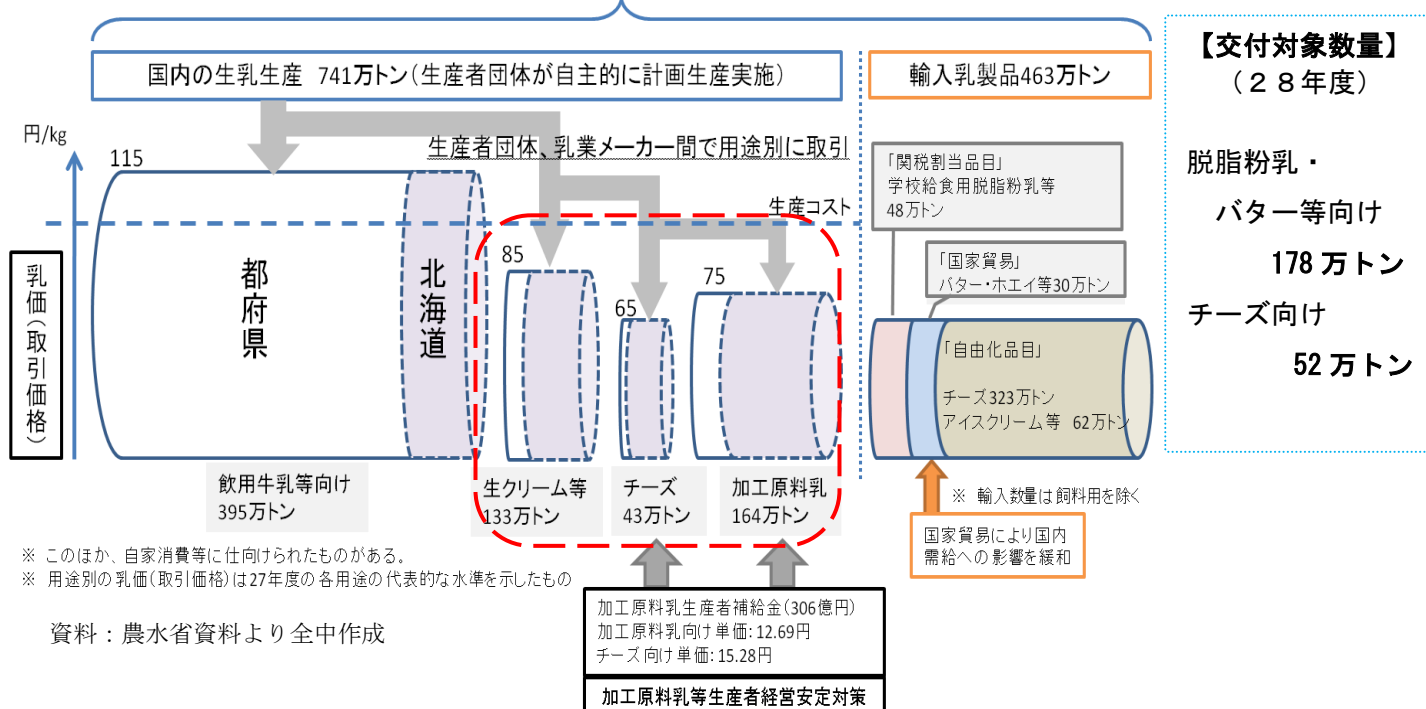
- 加工原料乳生産者補給金制度については、「総合的なT P P 関連政策大綱」において、29年度より生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、将来的な経済状況の変化をふまえ、単価水準を適切に見直すこととされている。また、加工原料乳生産者経営安定対策についても、生クリーム等の液状乳製品を対象に追加することとされている。
- 11月29日の「補給金単価算定方式等検討会」（農水省生産局長の諮問機関）で、①初年度単価の設定方法は、「生産コストー乳製品乳価」を基本として設定し、②2年目以降の単価設定方法は、初年度単価が適切に設定されることを前提に、コスト変動率方式で算定すること等が確認された。算定方式等は、今後、食料・農業・農村政策審議会畜産部会に報告され、決定される予定となっている。
- 輸入飼料価格は低下傾向にあるものの、乳用牛価格は、依然として高水準で推移しており、酪農経営に影響を及ぼしている。
- 飼料生産型酪農経営支援事業は、29年度予算概算要求で、環境負荷軽減の取組要件のうち「放牧の実施」に、経産牛だけではなく乳用後継牛も対象とすることや、飼料作付面積を拡大し、乳用後継牛を増頭した場合も単価を上乗せするよう、事業が拡充して要求された。

<対応方向>

- 加工原料乳生産者補給金については、液状乳製品の追加などにあたり、初年度の補給金単価が今後の算定にも大きく影響することから、労働費や副産物価格、選定年度の取り方など生産現場の実態をふまえた算定方法とするとともに、酪農経営の再生産の確保と将来に向けた投資が可能となる補給金単価水準の設定と、また、需要の変化に応じて安定的に乳製品が供給されるよう交付対象数量の設定が必要である。
- 乳製品向け生乳の価格下落等による酪農経営への影響を軽減するため、液状乳製品の追加など、補給金制度の見直しとあわせた、加工原料乳生産者経営安定対策事業の拡充や、国や生産者、乳業者など関係者が一体となった、体制整備もふくめ、調整保管など需給緩和時に備えた需給調整対策の検討が必要である。
- 都府県を含めた酪農経営の所得確保をはかるため、乳用後継牛の増頭に資する飼料生産型酪農経営支援事業の拡充などの支援が必要である。

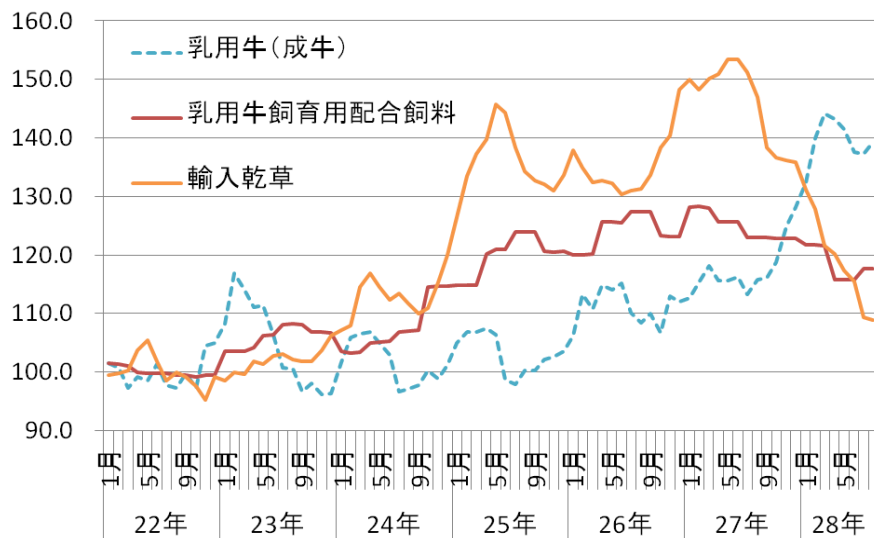
【生乳需給の構造と酪農経営安定対策の概要】

27年度総供給量1,192万トン(速報値)(生乳換算)(※在庫増加量の12万トンを差し引いている)



【主な生産コストの推移】

価格指数(平成22年=100)



【飼料生産型酪農経営支援事業の見直しのポイント(29年度予算概算要求)】

事業の内容	29年度予算概算要求
交付金単価：15,000円/ha 交付要件：飼料作物作付面積 (北海道：40a/頭、都府県：10a/頭以上) 環境負荷軽減の取り組みを行うこと等 ※ 輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した場合、その面積に応じて交付金(3万円/ha)を追加交付	○ 乳用後継牛確保に向け、 ① 環境負荷軽減の取組要件のうち、「放牧の実施」に、経産牛だけではなく乳用後継牛も追加 ② 乳用後継牛を増頭して飼料作付面積を拡大した場合も単価を上乗せ するよう要求

2. 経営安定対策 ②肉用牛肥育

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)は、経営の安定をはかるため、十分な支援を講じること。
- 肉用子牛価格は記録的な高値が続いており、肉用牛肥育経営の安定がはかれるよう、資金繰り対策などの十分な支援を講じること。

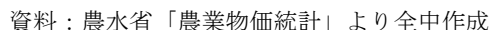
<現状と課題>

- 肉用牛肥育経営について、枝肉価格は堅調に推移しているものの、生産コストは子牛価格が過去に例のない高騰を続けており、増加傾向にある。繁殖基盤の縮小に歯止めがかからない中で、生産コストが高止まりし、収益性の悪化が懸念される。
また、これにともなう資金繰りの問題から、規模拡大に向けた投資などに支障をきたしかねない状況である。
- 牛マルキンについて、直近では28年8月に乳用種のみで発動しているが、今後さらに高い子牛価格が補てん金の算定に用いられることから、発動の可能性が高まることが想定される。
- 「総合的なTPP関連政策大綱」に示された牛マルキンの法制化および拡充等については、畜産物の価格安定に関する法律の改正により対応されることとなり、他のTPP関連法案とあわせ、臨時国会において審議されている。
なお、補てん割合や積立金の負担割合は省令で規定され、法律施行までに決定される見込みとなっている。

<対応方向>

- 肉用牛肥育経営については、子牛需給のひっ迫解消まで一定期間を要することが見込まれ、生産コストの高止まりによる経営悪化が懸念されており、生産者が経営の安定をはかるため、牛マルキンへの十分な支援が必要である。
- 農林漁業セーフティネット資金の無担保・無保証人貸付や貸付限度額の引き上げなど、肉用子牛価格の記録的な高値の継続に対応する、資金繰り対策などの十分な支援が必要である。

価格指数(平成22年=100)



平均生産費

家族労働費

物財費等

差額

補てん金
国
+
生産者

粗収益

差額の
8割を
補てん

資料：
全中作成

- 仕組み：粗収益（一頭あたり）と生産費の差額の8割を補てん
- 財源・積立金：生産者：国＝1：3
- 事業実施期間：3か年

年 月	26年 4月	26年 5月	26年 6月	26年 7月	26年 8月	26年 9月	26年 10月	26年 11月	26年 12月	27年 1月	27年 2月	27年 3月	27年 4月	27年 5月	27年 6月	27年 7月	27年 8月	27年 9月	27年 10月	27年 11月	27年 12月	28年 1月	28年 2月	28年 3月	28年 4月	28年 5月	28年 6月	28年 7月	28年 8月	
肉専用種	全国	-	-	2,900	5,900	24,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広島	-	-	-	8,700	17,300	2,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	福岡	-	-	7,000	24,300	43,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	佐賀	-	-	10,100	24,300	48,000	6,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長崎	-	-	10,100	17,500	27,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	熊本	-	-	-	55,500	55,200	21,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	宮崎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	鹿児島	-	-	3,100	20,400	45,500	23,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	沖縄	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	岩手 (日本特産種の力)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	交雑種	36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400	22,200	29,600	25,700	3,200	-	-	-	10,600	18,500	-	2,300	-	-	-	-	-	13,100	-	-	-	-	-
乳用種	44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200	48,500	54,800	61,900	63,600	57,100	28,800	24,700	12,900	18,900	-	-	-	-	1,100	10,500	17,500	-	-	-	13,800	22,800		

※23年4月から肉専用種について、24年6月から乳用種及び交雑種についても相対取引等のデータを利用。
 ※25年4月から肉専用種について、6県（広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県）において地域算定を実施。27年4月から大分県も追加実施。
 ※25年7月から生産コストに畜舎費も追加して算定。
 ※28年4月から肉専用種について、岩手県（日本短角種のみの）、宮崎県及び沖縄県で新たに実施。

資料：農水省資料もとに全中作成

もと畜費の推移

(円/頭)

The graph displays the monthly trends of basic livestock costs in Japan from April 2022 to July 2028. The Y-axis represents the cost per head in Japanese Yen (円/頭), ranging from 50,000 to 750,000. The X-axis shows the timeline in months and years. Three data series are plotted: Meat Special (肉専用種) in blue, Mixed (交雑種) in red, and Dairy (乳用種) in green. The Meat Special series shows a significant upward trend, reaching 583,231 yen by August 2028. The Mixed series shows a more moderate increase, reaching 328,728 yen. The Dairy series shows a slight increase, reaching 189,396 yen. Annotations highlight specific data points and trends, such as the Meat Special series being nearly the same as the previous month and the Mixed series being 1.0% lower than the previous month.

月	肉専用種 (円/頭)	交雑種 (円/頭)	乳用種 (円/頭)
22年4月	410,000	250,000	80,000
23年4月	430,000	250,000	80,000
24年4月	430,000	220,000	70,000
25年4月	450,000	230,000	80,000
26年4月	480,000	280,000	100,000
27年4月	550,000	320,000	150,000
28年4月	583,231	328,728	189,396

資料:「肉用子牛取引情報」(独立行政法人農畜産業振興機構)

注1: グラフ上に表示されているもと畜費は、当機構が公表する肉用牛取引情報(肉用牛牛価格(全国平均値))をもとに機構で推計を実施。
 注2: もと畜費は、種類により肥育期間が異なることから、肉専用種は20か月前(肥育期間平均20か月)、交雑種は19か月前(肥育期間平均19か月)、乳用種は14か月前(肥育期間平均14か月)の肉用牛牛価格を採用。
 注3: 平成23年8月(平成25年4月算定対象分)から肉専用種については、地域算定に用いたデータを除外。
 (平成28年度地域算定実施県: 岩手県、日本短角種)、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
 注4: グラフ上に表示されているもと畜費は、全期間消費費抜きの価格。

資料:

資料：(独) 農畜産業振興機構

2. 経営安定対策 ③肉用牛繁殖

- 肉用子牛生産者補給金は、保証基準価格を肉用子牛の再生産が確保できる水準とするとともに、十分な支援を講じること。
- 肉用子牛生産者補給金および肉用牛繁殖経営支援事業の見直しは、経営の実情に即した保証基準価格となるよう、具体化を早急にすすめること。
- 畜産経営の体質強化および国産牛肉の安定供給をはかるため、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を延長すること。(※)

<現状と課題>

- 子取り用めす牛飼養頭数は、北海道や九州の主産地では直近で増加がみられるものの、繁殖経営戸数は依然として減少しており、肉用子牛価格の高騰が継続している。
- 肉用牛繁殖経営の生産コストは、輸入粗飼料価格・配合飼料価格ともに下落しているものの、依然として配合飼料価格は高水準で推移している。
- 肉用子牛生産者補給金については、平成25年4－6月期の乳用種、肉用牛繁殖経営支援事業については、平成26年7－9月期以降、発動していない。
- 「総合的なTPP関連政策大綱」においては、TPP協定発効にあわせ、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格の算定方式を現在の経営の実情に即したものと見直すことが示されており、その際、肉用牛繁殖経営支援事業は肉用子牛生産者補給金に一本化される見込みとなっている。

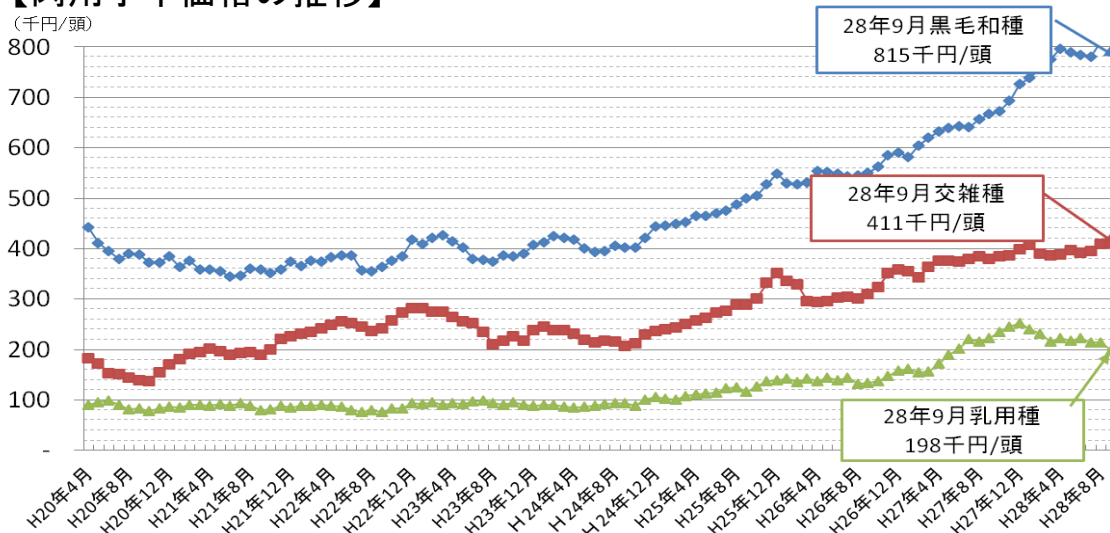
<対応方向>

- 肉用子牛生産者補給金について、保証基準価格を肉用子牛の再生産が確保できる水準とするための十分な支援が必要である。
- 肉用子牛生産者補給金および肉用牛繁殖経営支援事業の見直しについては、近年の生産コストの動向などをふまえ、経営の実情に即した保証基準価格となるよう、具体化を早急にすすめる必要がある。
- 肉用牛売却所得の課税の特例措置（肉用牛免税）は、生産サイクルが長期間にわたる肉用牛生産にとって、再生産・再投資を確保するため極めて重要な制度であるため、特例措置の適用期限の延長が必要である。

(※) JAグループ「29年度税制改正要望事項」より抜粋

【肉用子牛価格の推移】

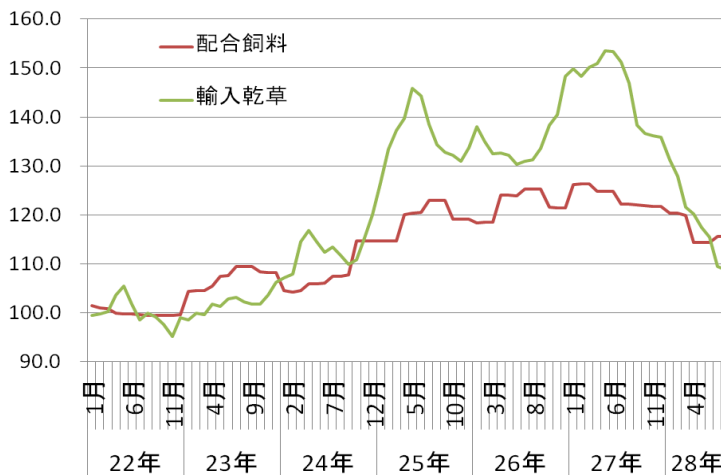
(千円/頭)



資料: (独) 農畜産業振興機構調べ

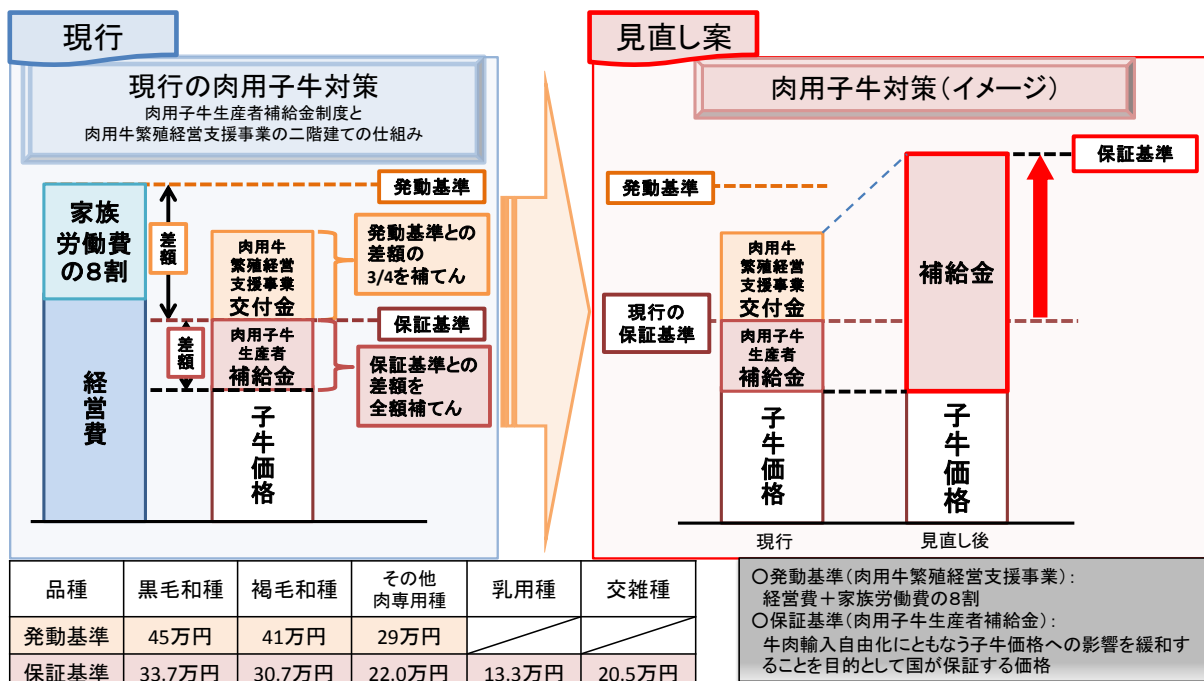
【主な生産コストの推移】

価格指数(平成22年=100)



資料: 「農業物価統計」・「貿易統計」より全中作成

【肉用子牛にかかる経営安定対策の概要と見直し】



資料: 全中作成

2. 経営安定対策 ④養豚

- 養豚経営安定対策(豚マルキン)は、経営の安定をはかるため、十分な支援を講じること。

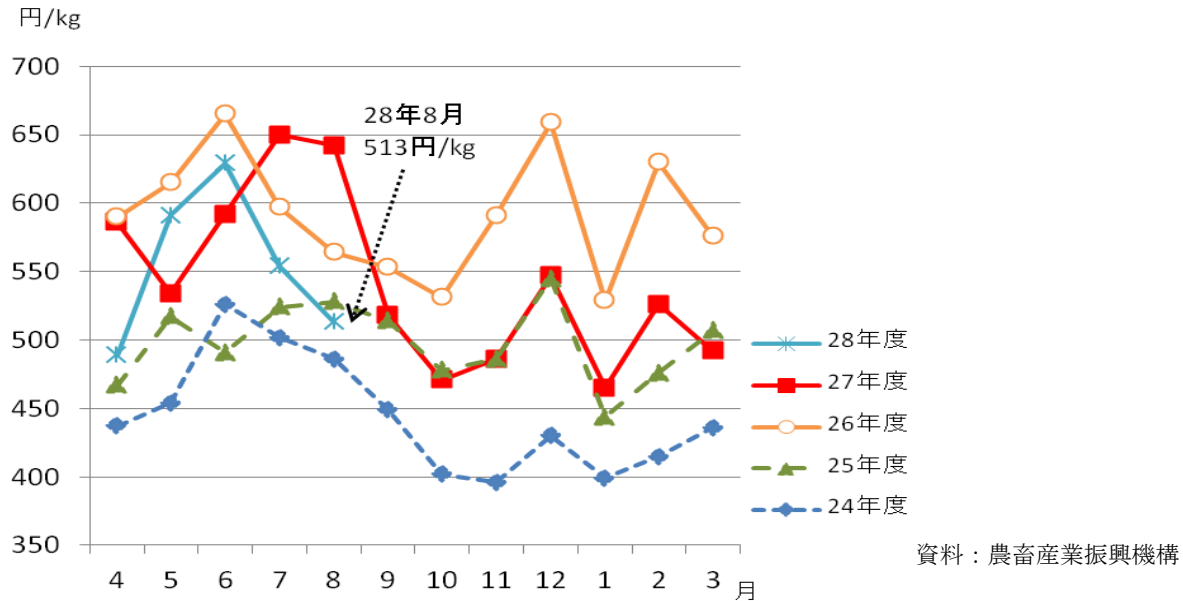
<現状と課題>

- 豚枝肉価格は、25年度の猛暑の影響や26年度のPEDの影響等により出荷頭数が減少したことから、26・27年度は高水準で推移していた。28年度は、前年度までの反動から概ね例年並みの水準で推移している。
- 養豚経営の生産コストは、約7割を占める配合飼料価格が下落傾向にあるものの、依然として高水準にある。
一戸あたりの飼養頭数は着実に増加しており、規模拡大による生産性の向上がはかられているものの、労働力や環境対策等の観点において規模拡大が難しい中小規模経営は、大規模経営と比較して生産コストが相対的に高く、経営の安定が課題となっている。
- 豚マルキンについては、25年度以降、枝肉価格が例年を上回って推移していることから、発動していない。
- 「総合的なTPP関連政策大綱」に示された豚マルキンの法制化および拡充等については、畜産物の価格安定に関する法律の改正により対応されることとなり、他のTPP関連法案とあわせ、臨時国会において審議されている。
なお、補てん割合や積立金の負担割合は省令で規定され、法律施行までに決定される見込みとなっている。

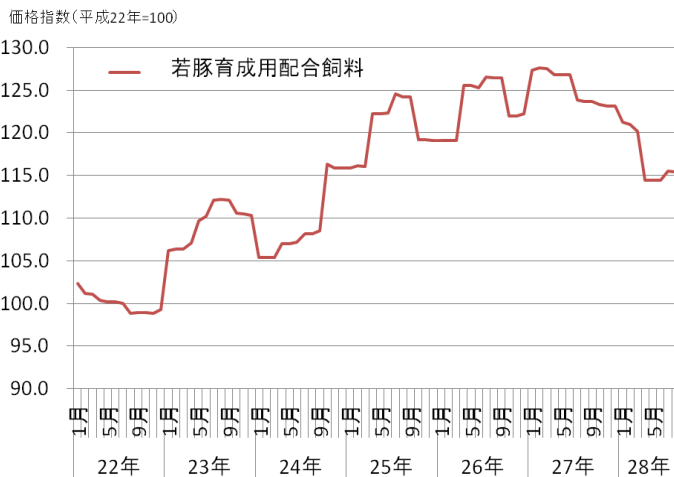
<対応方向>

- 生産者が経営の安定をはかるため、豚マルキンへの十分な支援が必要である。

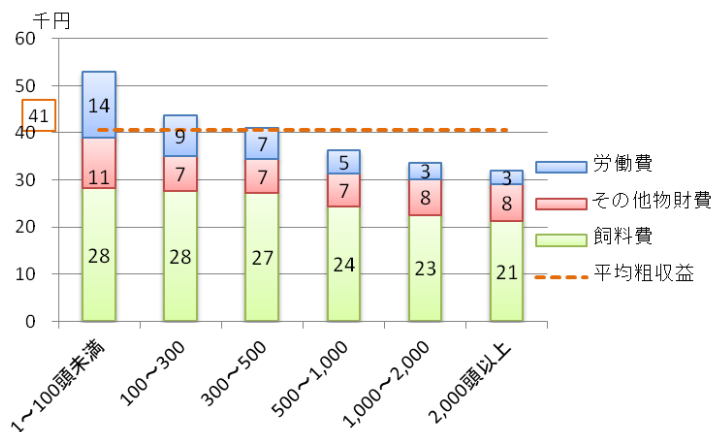
【豚枝肉価格の推移】



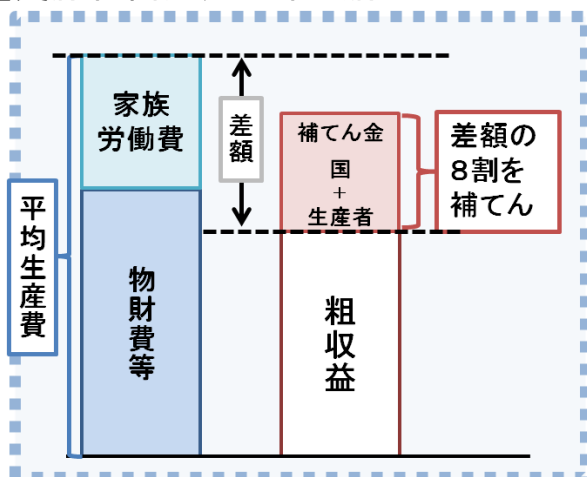
【主な生産コストの推移】



【経営規模別の収益性(1頭あたり・26年度)】



【養豚経営安定対策(豚マルキン)の概要】



- 仕組み: 粗収益(一頭あたり)と生産費の差額の8割を補てん
- 財源・積立金: 生産者:国=1:1
- 事業実施期間:3か年

資料：全中作成

3. 飼料対策 ①国産飼料関係

- 草地の改良や整備による生産性の向上や、国産飼料の増産・利用拡大に向けたコントラクター等の外部支援組織の機能高度化への支援を講じること。

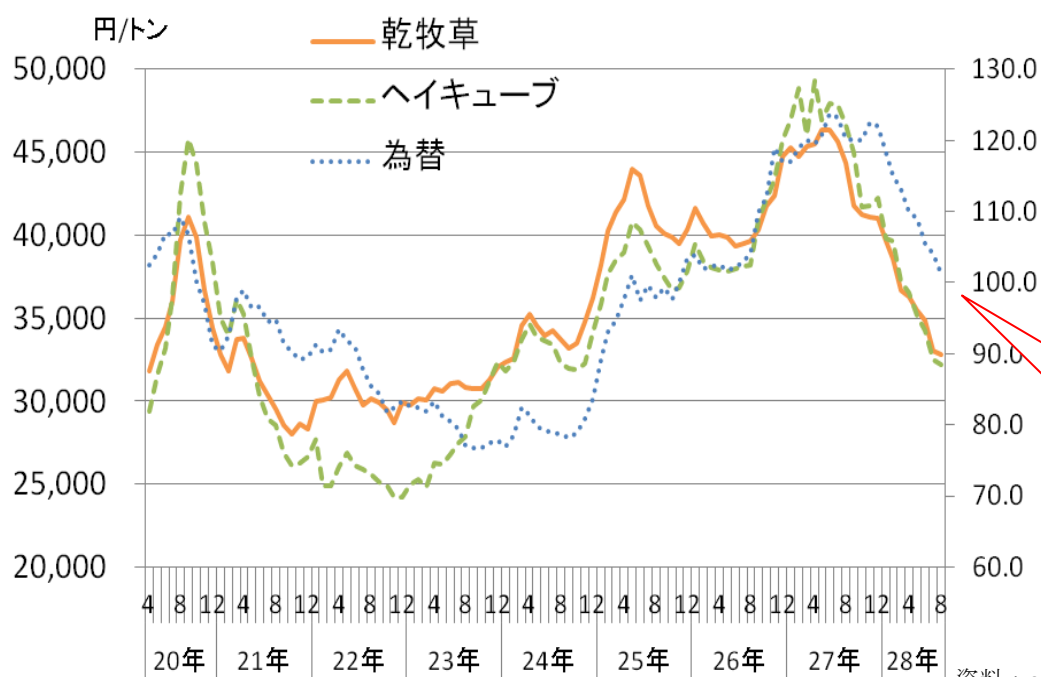
<現状と課題>

- 生産コストに占める飼料費の割合は、約4割～5割と大部分を占めており、直近の輸入飼料価格は、低下傾向にあるものの、今後、変動する可能性がある。
- 飼料用米・稲WC Sの作付面積の増加により、近年の飼料作物の作付面積は増加して推移しており、飼料自給率は全体で28%（27年度概算値）と微増傾向で推移している。
- 一方で、労働力不足による草地更新の遅れ等を背景に、単収（単位面積当たりの収量）は微減ないし横ばい傾向で推移している。
- また、コントラクター、TMRセンターの数はそれぞれ増加して推移している。
- エコフィードの利用については、年々増加して推移しており、27年度概算値では114万TDNトン（飼料用とうもろこし約142万トンに相当）となっている。

<対応方向>

- 草地の生産性向上のため、草地改良や基盤整備等にかかる支援が必要である。
- コントラクターやTMRセンター等の外部支援組織の機能の高度化や施設・機械整備、エコフィードの活用への支援が必要である。

【輸入飼料価格の推移】



輸入飼料価格は、直近では低下傾向にあるものの、今後変動する可能性がある。

資料：alic より全中作成

【飼料用米・稲WCSの作付面積（ha）の推移】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
飼料用米	1,410	4,123	14,883	33,955	34,525	21,802	33,881	79,766	91,169
稲WCS	9,089	10,203	15,939	23,086	25,672	26,600	30,929	38,226	41,366

資料：農水省

【コントラクター、TMRセンター数】

コントラクター数				
	H15	H20	H25	H27
組織数	317	522	581	636

コントラクター数・TMRセンター数ともに増加して推移。

TMRセンター数				
	H15	H20	H25	H27
箇所数	32	85	110	129
(うち北海道)	(7)	(35)	(51)	(65)

資料：農水省

3. 飼料対策 ②配合飼料関係

- 配合飼料価格の製造コストの低減に資する、飼料工場の再編・合理化をすすめるための支援を講じること。
- 飼料穀物の輸送コストの削減により、配合飼料価格の低減をはかるため、国際規格のバルク流通にむけた港湾整備などのインフラ整備に対して支援を講じること。

<現状と課題>

- とうもろこし価格（シカゴ相場）について、直近では、南米の悪天候等により上昇局面もあったが、3ドル／ブッシェル（118ドル／トン）台前半で推移している。大豆かす価格（シカゴ相場）については、南米の悪天候による大豆生産量の減少から急騰した後、米国産の良好な生育状況を反映し、300ドル／トン前後で推移している。
また、外国為替は、各国の金融政策等を背景に円高傾向で推移し、100円／ドル台での相場展開が見込まれている。
- 9月、全農は、10－12月期の配合飼料価格を決定し、前期から△1,650円／トン値下げの改定額を公表した。
- 農水省は、規制改革推進会議農業WGと未来投資会議構造改革徹底推進会合の合同会合において示された、「生産資材価格形成の仕組みの見直しおよび生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組みに関する検討にあたっての基本的考え方」を踏まえ、配合飼料製造業の対応方向について、検討をすすめている。
- 輸送コスト削減をはかるには、パナマックスなどの大型船を活用した輸送が求められており、そのための港湾整備が必要である。
23年に国交省は「国際バルク戦略港湾」として穀物について釧路・鹿島・志布志・名古屋・水島を選定している。このうち、釧路港は26年度から整備が開始されており、残り4港の整備時期は未定となっている。

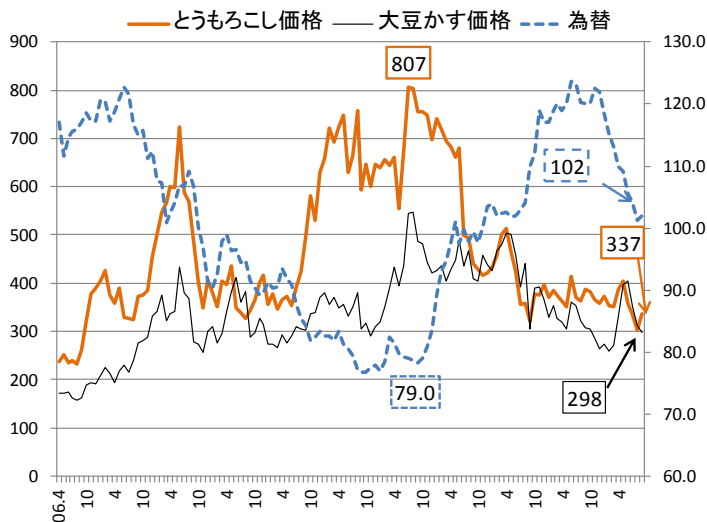
<対応方向>

- 配合飼料価格の製造コストの低減に資する、飼料工場の再編・合理化をすすめるための支援が必要である。
- 大型船の活用により飼料穀物の輸送コストを削減し、配合飼料価格の低減に資する、国際規格のバルク流通に向けた港湾整備などのインフラ整備への支援が必要である。

【とうもろこし価格等の推移（28年9月）】

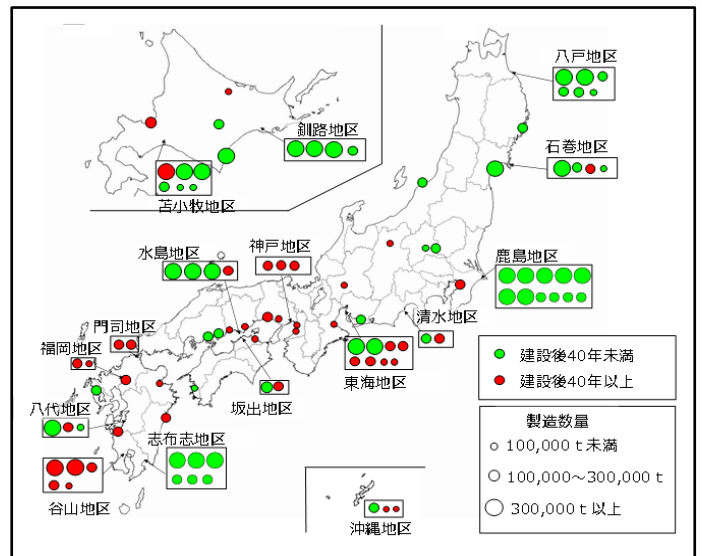
セント/ブッシェル（とうもろこし）
ドル/ショートトン（大豆かす）

円/ドル



資料：農畜産業振興機構

【配合飼料工場の立地・老朽化の状況】



資料：全農

【未来投資会議・規制改革推進会議合同会議（9月29日）

「生産資材価格形成の仕組みの見直しおよび生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組みに関する検討にあたっての基本的考え方」抜粋】

4. それぞれの業界について、適正な競争が行われる構造となるよう、業界再編を推進すべきである。
5. 業界再編のツールについては、法規制の見直し、産業競争力強化法に規定する手法、独占禁止法の運用などあらゆる手法を活用すべきである。

【国際バルク戦略港湾（穀物）の概要】



<国際バルク戦略港湾>

ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現し、わが国産業の国際競争力の強化、雇用と所得の維持・創出をはかる

資料：全中作成

4. 需要・価値創出等対策 ①生乳流通関係

- 集送乳の合理化をはかるため、集送乳車の大型化等への取り組みや地域実態をふまえた酪農関連団体の再編・強化への支援を講じること。
また、適正な乳価の実現や衛生管理の高度化に向けた、乳業工場の計画的な再編・整備への支援を講じること。

<現状と課題>

- 指定生乳生産者団体の広域化等により、集送乳の合理化による集送乳経費の低減に取り組んできたが、酪農経営の所得増大をはかるため、さらなるコスト削減への取り組みが課題となっている。
- 各指定生乳生産者団体においては、一県一団体化等の組織の再編・合理化や集送乳業務の一元化などを主な内容とした「業務推進計画（28年度からの5カ年計画）」を策定し、実践に向けた取り組みを進めている。
- 乳業メーカーと量販店の取引価格の決定に関して、量販店の取引交渉力が強くなるなかで、牛乳・乳製品の適正な小売価格を実現するとともに、中小乳業の再編等による体質強化が課題となっている。

<対応方向>

- 各指定生乳生産者団体の業務推進計画にもとづく、地域実態をふまえた酪農関連団体の再編・合理化への支援や錯綜した集送乳路線の解消、クラスステーションの統廃合、集送乳車両の大型化等の集送乳の合理化に向けた取り組みへの支援が必要である。
- 適正な乳価の実現や衛生管理の高度化に向けた中小乳業工場の計画的な再編・整備への支援が必要である。

【指定生乳生産者団体等の生乳取引体制の合理化の推進】

指定団体ごとに以下を内容とする『業務推進計画』の策定と実践。

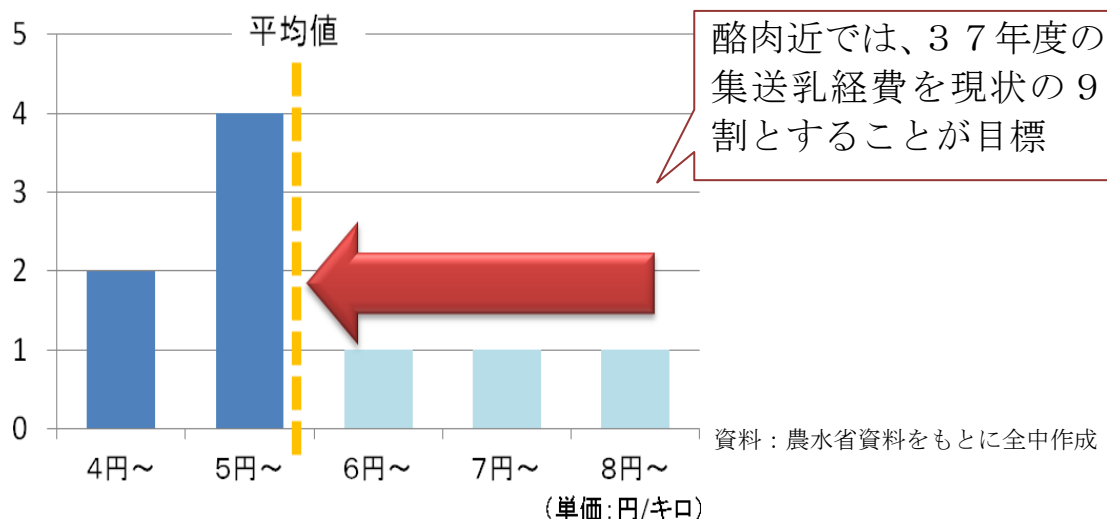
- ① 一県一団体化などの組織の再編・合理化
- ② 生乳受託販売業務の指定団体への一元化と会員等との業務・役割分担の見直し
- ③ 集送乳経費、手数料等の控除経費にかかる情報開示の徹底
- ④ 集送乳や手数料等の合理化の数値目標と具体的な方策 など

資料：農水省通達「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」（27年10月）より

各指定団体が28年度からの『業務推進計画』を策定・実践

【集送乳経費の分布】

（地域数）



【乳業工場の再編】

牛乳・乳製品工場数の目標（1日あたり生乳処理量2トン以上の工場）

区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
乳製品工場数	44	現状の8～9割程度
飲用牛乳工場数	209	現状の8割程度
全体工場数	253	現状の8割程度

HACCP対応工場割合数の目標

区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
脱脂粉乳を製造する乳業工場	67%	9割以上
飲用牛乳工場	70%	

資料：農水省

4. 需要・価値創出等対策 ②輸出、流通合理化関係

- 国産畜産物の輸出拡大をはかるため、日本の食文化の発信とあわせた、オールジャパンでの取り組みなどに重点的・継続的な支援を講じるとともに、HACCP等の輸出対象国が求める衛生条件を満たす食肉処理施設の整備などに対して支援を講じること。
- 食肉流通の合理化をすすめるため、産地食肉センターなどの食肉処理施設の再編整備や施設の高度化等を促進するための支援を講じること。

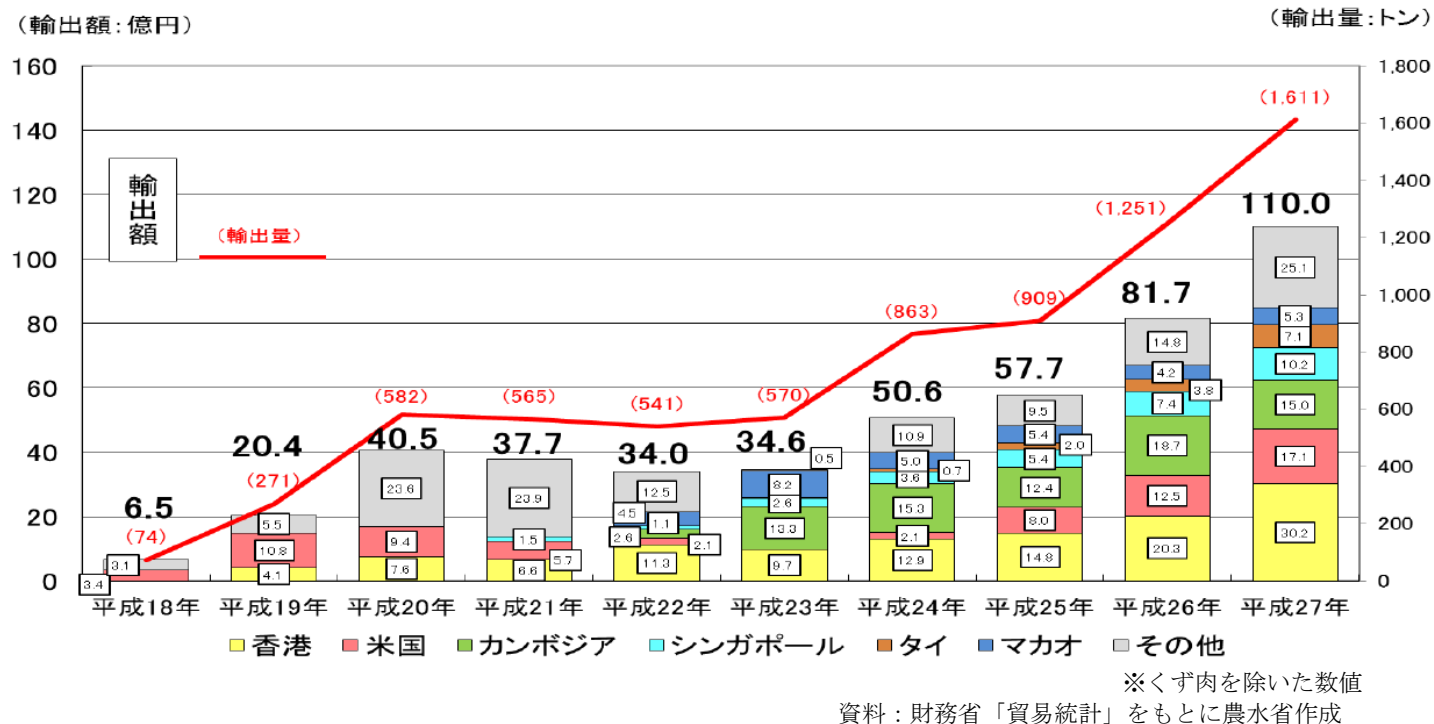
<現状と課題>

- 政府は、8月に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の中で、31年までに農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成することとしており、その実現に向けた基盤となるインフラ整備等をハード・ソフト両面からすすめるため、11月に「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を策定した。
- 近年、牛肉の輸出は増加傾向で推移しており、27年は過去最高を更新し、110億円となった。
- 牛肉等の輸出を行うためには、各国との協議で定められた衛生条件を満たした食肉処理施設が必要となる。28年度補正予算においては、輸出対応型食肉処理施設等の整備への支援として、農畜産物輸出拡大整備事業が100億円措置されている。
さらなる輸出拡大をはかるためには、輸出する部位の多様化等が必要であり、日本の食文化の発信とあわせた継続的な取組が重要である。28年度予算においては、オールジャパン体制による海外プロモーション活動の強化等への支援として、56億円が措置されている。
- また、食肉流通の合理化をすすめるため、稼働率の向上や流通・処理コストの低減等が課題となっている。

<対応方向>

- 国産畜産物の輸出拡大をはかるため、日本の食文化の発信とあわせた、オールジャパンでの取組などに重点的・継続的な支援が必要である。また、HACCP等の輸出対象国が求める衛生条件を満たす食肉処理施設の整備などに対して支援が必要である。
- 産地食肉センターなどの食肉処理施設の再編整備や施設の高度化等を促進するための支援が必要である。

【牛肉の輸出額・輸出量および輸出先国の推移】



【輸出国・地域別の輸出牛肉取扱施設認定状況】

	米国	EU	カナダ	メキシコ	香港	UAE	NZ	シンガポール	マカオ	タイ	ベトナム	ロシア	インドネシア
施設数	10	4	8	8	10	4	10	12	58	53	59	2	1

資料: 平成28年9月 農水省資料より全中作成

【「未来への投資を実現する経済対策」(抜粋)】

(2) 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化

① 農林水産物の輸出促進

農林水産物・食品輸出額の平成31年(2019年)1兆円達成に向けて、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(仮称)を年内を目途に策定する。

- ・ 農林水産物や食料の輸出基地・輸出対応型施設(食料加工施設・卸売市場等)の整備等(ハード面)
- ・ 輸出関連手続の改革、事業者へのサポート体制の強化、農林漁業成長産業化ファンドによる支援の充実等(ソフト面)

4. 需要・価値創出等対策 ③表示関係

- 国内外の消費者への正確な情報伝達の強化に向け、全ての加工食品について、原料原産地表示の早期の義務化を講じること。
また、外食・インストア加工における原料原産地などの情報開示を徹底すること。

<現状と課題>

- 加工食品の原料原産地の義務表示について、現行制度では、対象が加工度の低い一部の食品（22食品群プラス4品目）に限定され、表示される原料も重量順第1位（重量割合50%以上の場合）のみとなっている。このため、例えば、ハム・ソーセージ・ベーコンなどの加工食品は義務対象品目ではない。
- 消費者庁と農水省は1月、消費者団体、生産者団体、食品事業者、有識者らを委員とする「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置し、現行制度の検証と表示の拡大に向けた具体的な方策について検討を行うこととした。
- 自民党は5月、農林水産業骨太方針策定プロジェクトチームにおいて、「すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示する」旨の緊急提言を決定した。
また、政府は6月に閣議決定した「日本再興戦略2016」において、「原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」旨を明記した。
- 11月2日に開催された消費者庁・農水省の検討会では、国内で製造した全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を表示する旨の報告書案が大筋で了承された。なお、表示方法については、国別重量順を原則としつつ、実行可能性を踏まえ例外的な方法も提示されている。今後は、検討会の報告書を踏まえ、消費者庁が食品表示基準（内閣府令）の改正手続をすすめる予定となっている。

<対応方向>

- 国内外の消費者への正確な情報伝達の強化に向けて、全ての加工食品を対象とした、原料原産地表示の早期の義務化が必要である。
- 国産農畜産物に信頼を寄せる消費者の選択に資するよう、消費に占める割合の大きい外食・インストア加工においても、原料原産地などの消費者への情報開示の拡大が必要である。

【加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会の報告書（案）の概要】

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

（ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。）

対象原材料：製品に占める重量割合上位 1 位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：（A 国、B 国）

（A 国、B 国、その他）

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：（A 国又は B 国）

（A 国又は国産）

（A 国又は B 国又はその他）

と表示しても可

（過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記）

大括り表示

例：（輸入）

（輸入、国産）

と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3 以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋可能性表示

例：（輸入又は国産）

と表示しても可

（過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記）

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：（A 国製造）（国内製造）

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

資料：消費者庁・農水省

【表示方法の例（ポークソーセージの場合）】

〈国別重量順表示の場合〉

原材料名：豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、・・・

〈可能性表示の場合〉

原材料名：豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、・・・

〈大括り表示の場合〉

原材料名：豚肉（輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、・・・

〈大括り表示＋可能性表示の場合〉

原材料名：豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、・・・

資料：加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会資料より全中作成

5. 家畜衛生対策

- 畜産・酪農経営への影響のみならず、国産畜産物の安全確保や消費者からの信頼確保の観点からも、引き続き、農場の飼養衛生管理の徹底などの発生予防対策への支援を講じること。

<現状と課題>

- 世界各国で鳥インフルエンザ等の家畜伝染病は発生している。28年についても、近隣の韓国、香港、ベトナム等で発生しており、人や渡り鳥等を介した日本への侵入リスクは極めて高い状況となっている。
- 日本では、ヨーネ病や高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生しているものの、口蹄疫やBSEに関しては国際的にも最も安全性の高い国として位置づけられている。
- 家畜伝染病予防法にもとづく患畜の殺処分を行った際の支援については、最近の市場実勢をふまえ、牛の評価額の最高限度額を52万円から95万円に引き上げる政令改正が9月14日に行われた。

<対応方向>

- 農場への立入検査などによる飼養衛生管理の徹底や、検査等に必要な資材・薬品、消毒材への経費助成など、まん延防止対策を強化するための支援が必要である。
- 水際対策の徹底をはかるため、動物検疫所の増員や検疫探知犬の増頭など、検疫体制の強化に向けた支援が必要である。

【アジア近隣における家畜への 鳥インフルエンザの発生状況（28年）】

国名		確認された日	ウイルス型
韓国		3月23日	高病原性H5N8
		11月16日	高病原性H5N6
台湾		2月14日	高病原性H5N6
		5月16日	低病原性H7N9
ベトナム		6月10日	高病原性H5N6
ラオス		9月28日	高病原性H5N1
インドネシア		継続発生中	高病原性H5N1
カンボジア		5月4日	高病原性H5N1
ミャンマー		4月11日	高病原性H5
日本	青森県青森市	11月28日	高病原性H5N6
	新潟県関川村	11月29日	高病原性H5N6
	新潟県上越市	11月30日	高病原性H5N6
	青森県青森市	12月2日	高病原性H5N6

資料：農水省資料より全中作成

【国内の主要な家畜伝染病の発生件数の推移】

(戸数)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	235	331	211	293	326	327	222
BSE(牛)	0	0	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症(BSE以外)	0	2	0	0	0	0	1
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	4
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0

注：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による畜患届出件数

資料：農水省資料より全中作成

6. 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- 加工原料乳生産者補給金制度の改革は、関係者の意見を聞き、十分な議論と調整のうえ、指定生乳生産者団体制度の機能発揮と強化を基本に、消費者への牛乳・乳製品の安定供給と酪農所得の増大を実現できる仕組みとすること。

<現状と課題>

- 政府は、11月29日の農林水産業・地域の活力創造本部において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」および「農業競争力強化プログラム」を決定し、加工原料乳生産者補給金制度の改革を行うこととした。
- 「農業競争力強化プログラム」においては、国は早急に基本的なスキームを設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとされており、改革にあたっては、①飲用向けと乳製品向けの調整の実効性の担保、② 部分委託の場合当たりの利用を認めないルール等とすること、③条件不利地域からの確実な集乳と不利な生産条件を補えるものとする、について考慮することとされている。
- 指定生乳生産者団体は、生産者から無条件・全量で生乳を受託し、多元販売を行うことで、乳価交渉力や飲用向けと乳製品向けの調整、安心・安全な生乳の安定供給、条件不利地域を含めた集送乳の合理化によるコスト削減といった機能を発揮している。
- 全量委託の撤廃や部分委託の要件を際限なく広げた場合、高い飲用市場に供給が集中することで、飲用向け乳価が低下するとともに、都府県で乳製品向け生乳が増加し、乳価全体が低下することが懸念される。
- また、指定生乳生産者団体が受託する乳量が不安定化し、安定取引や計画的な集送乳が困難になるとともに、需給調整ができず、酪農所得の減少や牛乳・乳製品の安定供給に支障をきたすおそれがある。

<対応方向>

- 加工原料乳生産者補給金制度の改革は、酪農所得や、生産・流通構造への影響が懸念されるため、拙速な対応は行わず、制度の見直しによる影響を十分に見通したうえ、広く関係者が理解し、十分な影響や調整ができるよう、慎重かつ丁寧な検討を行うことが必要である。
- このため、検討体制や時期、検討のすすめ方など、検討の枠組みを明確化するとともに、関係者の意見を聞き、十分な議論と調整のうえ、指定生乳生産者団体制度の機能発揮と強化を基本に、消費者への牛乳・乳製品の安定供給と酪農所得の増大を実現できる仕組みとする必要がある。

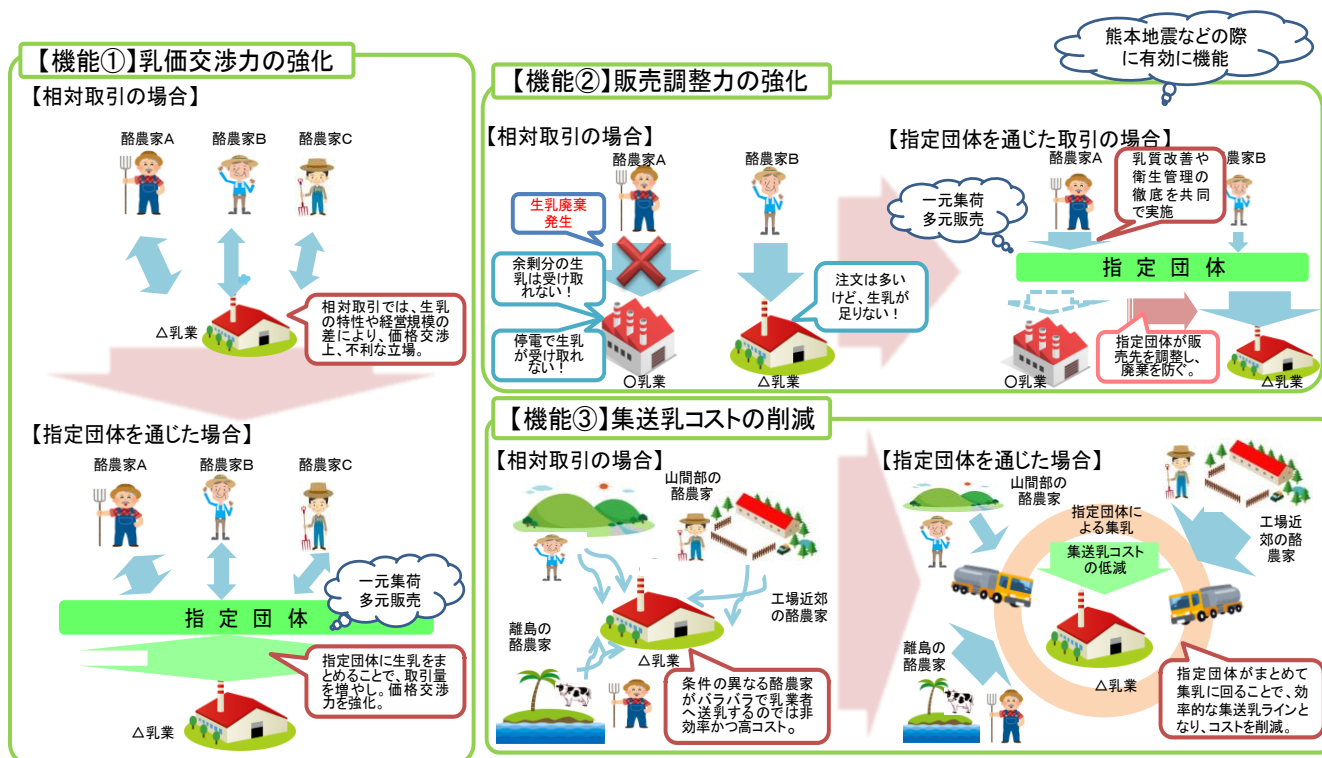
【加工原料乳生産者補給金制度の改革（概要）】

指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要。国は、以下の点を考慮し、関係者と十分な調整を経て改革を行う。

- 飲用向けと乳製品向けの調整の実効性の確保
- 部分委託の場合当たりの利用を認めないルール等とすること
- 条件不利地域からの確実な集乳の確保

資料：農水省資料より

【指定生乳生産者団体制度の主な機能】



資料：農水省資料をもとに全中作成

Ⅱ. J Aグループの自らの取り組み

1. 農業所得の増大

(1) 生産性向上・飼料のコスト低減・国産畜産物の販売力強化

- 生産性向上および生産コストの低減をはかるため、ICTの活用等による分娩・子牛事故の低減や農家採卵によるET受精卵の増産・供給拡大、優良乳牛精液の推進による生涯搾乳日数の延長に取り組む。

また、搾乳ロボット等の普及支援による労働負荷の軽減等に取り組むとともに、衛生講習会の開催等による啓発や衛生クリニックの加入促進などの家畜予防衛生に取り組む。

- 輸入飼料価格の低減や粗飼料の安定供給をはかるため、海外農協組織との連携等による集荷基盤や飼料原料調達力を強化するとともに、配合飼料の製造コスト低減に資するため、配合飼料の銘柄集約や、飼料工場の再編・合理化などをすすめる。

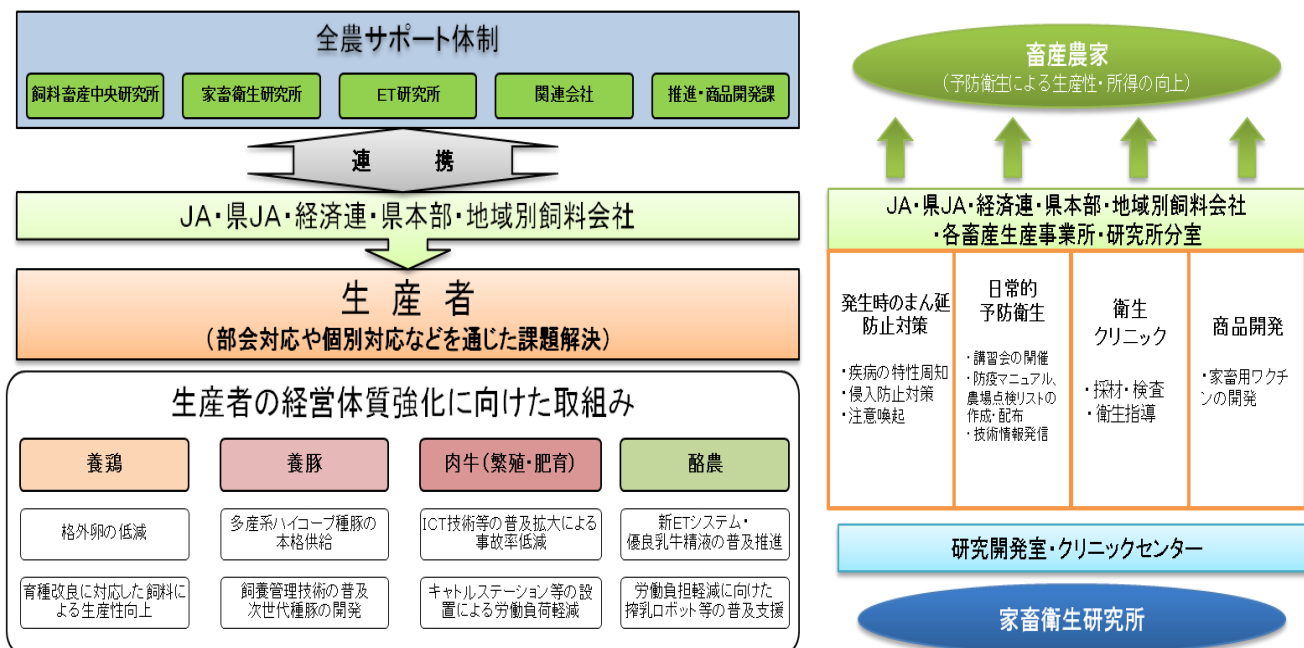
- 国産畜産物の販売力強化の取り組みとして、J A農畜産物直売所での食肉販売の拡大や外食店舗の出店拡大、現地加工による商品化等を通じた「全農和牛」の輸出推進、訪日外国人客への国産畜産物の販売拡大などインバウンド需要への対応を強化する。

(2) 畜産経営の高度化・多様化などに対応した指導の強化

- 畜産経営指導体制の強化をはかるため、J Aにおいて、畜産経営に関し専門的な指導ができる人材の育成・適切な部署への配置をはかるとともに、J Aのみでは対応が困難な場合の県域担い手サポートセンター等による総合的な支援について検討をすすめる。

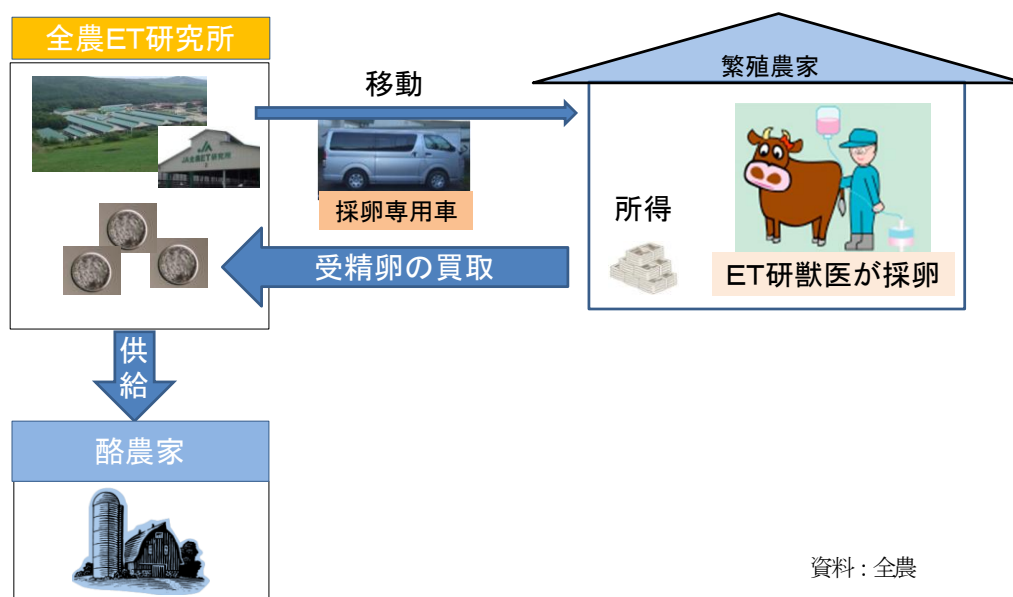
- 営農指導員が持つ知識に加え、畜産経営コンサルティングや税務支援等の畜産の専門的な指導ができる人材を育成・確保するため、「J A全国専門畜産経営診断士認証制度」における養成研修会・認証試験の充実・強化をすすめる。

【生産性向上対策・家畜予防衛生の取り組み】



資料：全農資料をもとに全中作成

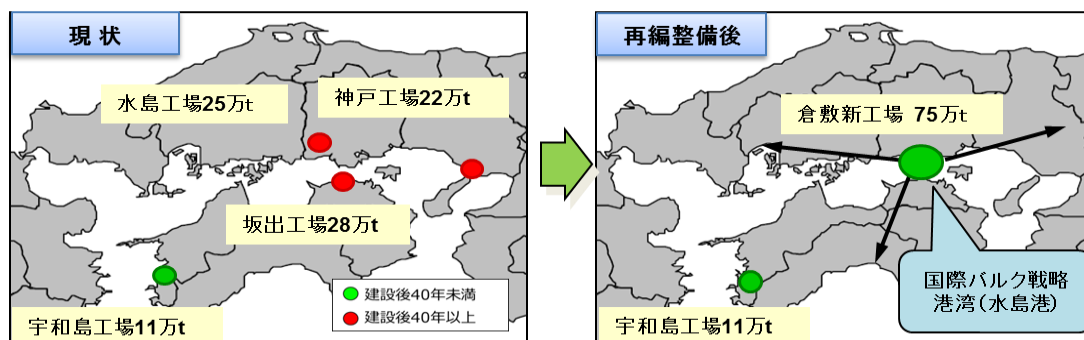
【ETの増産に向けた取り組み（イメージ）】



資料：全農

【JA西日本くみあい飼料(株)の供給体制整備】

○西日本地区は、3工場を再編集約し、倉敷新工場を建設(平成29年稼動予定)



2. 農業生産の拡大

(1) 外部支援組織の運営・金利助成など担い手支援の取り組み

- 労働負荷の増加や設備への投資などによるコスト増を軽減するため、畜産クラスター関連事業の活用なども含めＪＡ・ＪＡ出資法人などが必要な機械整備などをすすめ、コントラクターやＴＭＲセンター、キャトルセンター等を運営し、地域の畜産経営の補完的な役割を発揮するなど、担い手支援の強化に取り組む。
- 畜産経営の借入負担の軽減をはかるため、ＪＡが融資する農業関係資金のうち、新規就農応援資金をはじめ、地域農業の振興に資する資金等を対象に、利子補給に取り組む。
- 耕種農家や畜産農家のマッチングなどを通じて、自給飼料の増産・活用や稲発酵粗飼料（ＷＣＳ）への取り組み、飼料用米の利用増進、家畜堆肥の活用などの耕畜連携の取り組みをすすめる。

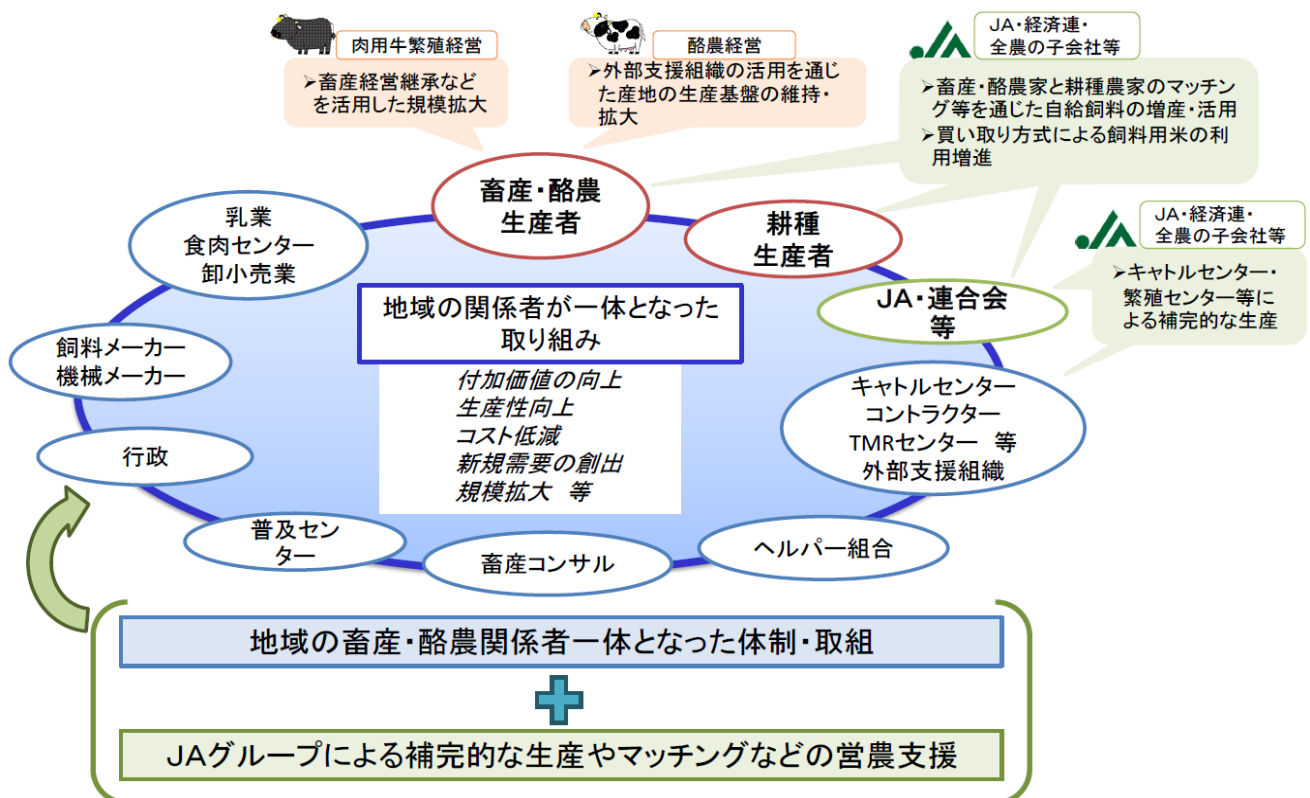
(3) 新規就農者等への支援やＪＡ畜産経営継承支援事業の強化

- 新規就農者を含む担い手の確保・育成に向け、関係機関と連携しながら、情報発信やＪＡ・ＪＡ出資法人などによる支援体制の強化に取り組む。
- 認定新規就農者かつ独立就農者を対象に、飼料費や修繕費などの農業経営にかかる費用助成に取り組む。
- また、畜産事業の継承による規模拡大や新規就農しやすい環境などを整備するため、ＪＡ畜産経営継承支援事業に継続して取り組むとともに、各県の活用実態を把握し、畜産主産県を中心に未活用県への個別推進強化をすすめる。

(4) 畜産・酪農にかかる理解醸成の取り組み

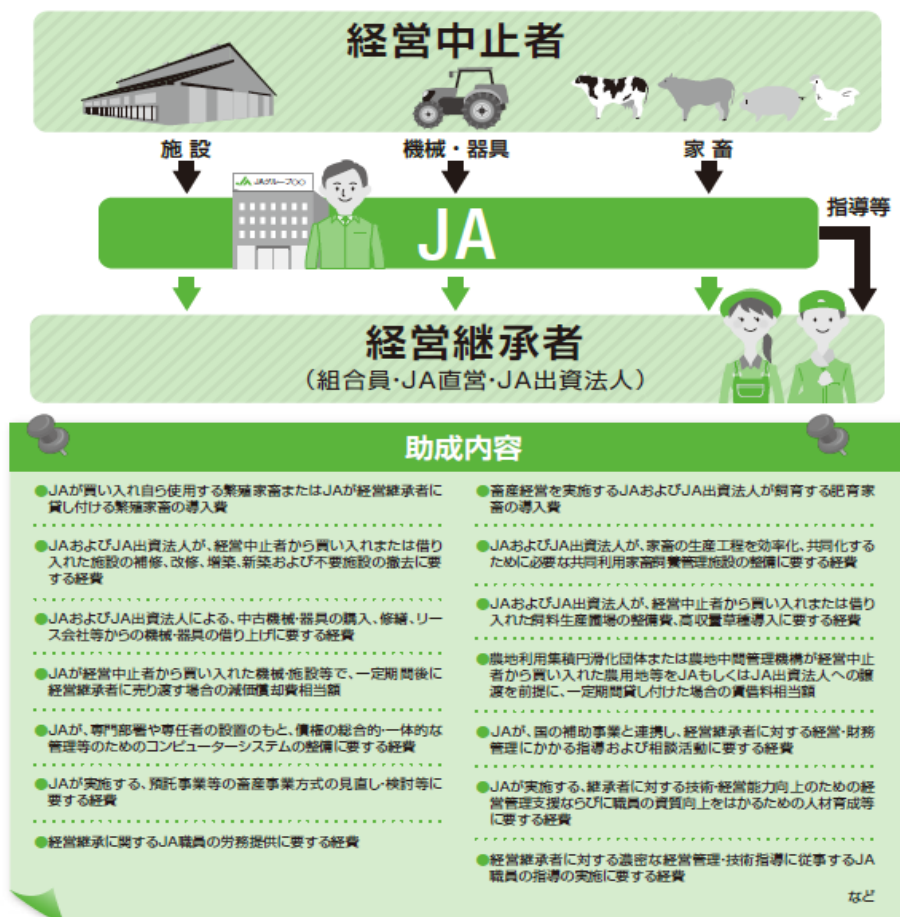
- わが国畜産・酪農の意義や実態、生産者の努力などを消費者等に伝え、畜産・酪農に対する理解を醸成するための活動に引き続き取り組む。

【地域の畜産・酪農関係者が一体となった担い手支援の強化】



資料：第27回JA全国大会決議より

【JA畜産経営継承支援事業のイメージ】



資料：全中